

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
不利益処分の種類	適正化規定の認可取消・適正化規程の変更命令	根拠条項	第11条第1項
処 分 基 準	<p>適正化規程の内容が法第9条第3項各号に該当するに至ったと認めるとき、知事は当該組合に対しこれを変更すべきことを命じ、又は認可を取り消す。 (審査基準の適正化規程の認可・変更の認可の頁 第1参照)</p> <p>※ 認可取消の場合は聴聞、適正化規程の変更命令の場合は弁明の機会の付与を行う。</p>		
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課 交付機関 生活衛生課
			目次 NO